

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御所市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

御所市長

公表日

令和8年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>1 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号。以下「国保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)被保険者の資格管理に関する事務 (2)保険給付の支給 (3)保険医療機関等への一部負担金に係る措置 (4)保険給付の一時差止め</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>2 国保法の規定に従い、都道府県単位での被保険者の資格管理を行うことに伴い、個人番号を含む資格管理事務及び当該事務処理に必要な国保情報集約システムに係る運用管理事務を国民健康保険団体連合会に委託して行うにあたり、特定個人情報ファイルを次の事務に利用し、国保情報集約システムと情報連携を行う。</p> <p>(1)被保険者に係る資格情報、給付情報に関する連携事務</p> <p>3 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>4 オンライン資格確認等システム資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行う。</p> <p>(1)オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>(2)オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	総合行政システム、住民台帳システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表項番44 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
<選択肢>	

①実施の有無	[実施する]	1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表 【情報提供】項番1、2、3、6、13、20-2、27、42、48、55-2、56、65、69、83、87、109、115、125、131、137、141、158、161、164、165、166、173、173-2 【情報照会】項番69、70	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民協働部保険課	
②所属長の役職名	保険課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	複数人により確認作業を行い人為的ミスをなくしている

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業員に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	開錠・施錠の時間・実施者を管理するなど書類保管の管理を徹底しており、また特定個人情報の持ち出しは行わないようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更行政システム、住民台帳システム、統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号。以下「国保法」という。)に基づき、被保険行政システム、住民台帳システム、統合宛名システム、中間サーバー、国民健康保険集約システム	事前	国保情報集約システムの利用による追記
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	総務部取税課、市民安全部保険課	総務部取税課、市民安全部保険課	事後	見直しによる
令和1年6月27日	II 7. しいしい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 平成27年3月16日時点	1万人以上10万人未満 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる
令和1年6月27日	II 7. しいしい値判断項目 2. 取扱人数	500人未満 平成27年3月16日時点	500人未満 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる
令和1年6月27日	IV リスク対策		追加	事後	新様式に伴う追加
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	①部署 総務部取税課、市民安全部保険課 ②所属長の役職名 取税課長、保険課長	①部署 総務部取税課、税務課、市民安全部保険課	事後	見直しによる
令和2年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号。以下「国保法」という。)に基づき、被	1 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号。以下「国保法」という。)に基づき、被 3 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法 4 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符	事後	オンライン資格確認システムの稼働及び移動準備に伴う見
令和2年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番30	番号法第9条第1項、別表第一項番30	事後	オンライン資格確認システムの稼働及び移動準備に伴う見
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、	事後	オンライン資格確認システムの稼働及び移動準備に伴う見
令和2年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	①部署 総務部取税課、税務課、市民安全部保険課	①部署 総務部取税課、税務課、市民安全部保険課	事後	見直しによる
令和2年9月30日	II 7. しいしい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 令和元年6月27日時点	1万人以上10万人未満 令和2年9月30日時点	事後	見直しによる
令和2年9月30日	II 7. しいしい値判断項目 2. 取扱人数	500人未満 令和元年6月27日時点	500人未満 令和2年9月30日時点	事後	見直しによる
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、	事後	法改正による
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	総務部取税課、市民安全部保険課	総務部取税課、健康福祉部保険課	事後	見直しによる
令和3年9月22日	II 7. しいしい値判断項目 1. 対象人数	令和2年9月30日時点	1万人以上10万人未満 令和3年9月22日時点	事後	見直しによる
令和3年9月22日	II 7. しいしい値判断項目 2. 取扱人数	500人未満 令和2年9月30日時点	500人未満 令和3年9月22日時点	事後	見直しによる
令和4年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	①部署 総務部取税課、健康福祉部保険課 ②所属長の役職名 取税課長、保険課長	①部署 健康福祉部保険課 ②所属長の役職名 保険課長	事後	見直しによる
令和4年12月28日	II 7. しいしい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 令和3年9月22日時点	1万人以上10万人未満 令和4年11月15日時点	事後	見直しによる
令和4年12月28日	II 7. しいしい値判断項目 2. 取扱人数	500人未満 令和3年9月22日時点	500人未満 令和4年11月15日時点	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号。以下「国保法」という。)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行っている。 国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを利用する。 (1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証(兼高齢受給者証)、被保険者資格証明書等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 (3)保険給付の支給 (4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置 (5)保険給付の一時差止め なお、これらの事務に関して、番号法別表第	1 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号。以下「国保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを利用する。 (1)被保険者の資格管理に関する事務 (2)保険給付の支給 (3)保険医療機関等への一部負担金に係る措置 (4)保険給付の一時差止め なお、これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	4 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)を行う。	4 オンライン資格確認等システム資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行う。	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30 「オンライン資格確認の準備業務」 -番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 -番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 -国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項、別表項番44 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43 「オンライン資格確認の準備業務」 -番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) -国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報提供】項番1、2、3、6、13、20-2、27、42、48、55-2、56、65、69、83、87、109、115、125、131、137、141、158、161、164、165、166、173、173-2 【情報照会】項番69、70	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康福祉部保険課	市民協働部保険課	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・利	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)	事後	見直しによる
令和8年3月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)	事後	見直しによる
令和8年3月19日	II 7. しいしい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和3年9月22日時点	1,000人以上1万人未満 令和8年3月19日時点	事後	見直しによる
令和8年3月19日	II 7. しいしい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上 令和3年9月22日時点	500人以上 令和8年3月19日時点	事後	見直しによる
令和8年3月19日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	新様式に伴う追加
令和8年3月19日	IV リスク対策 9. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	見直しによる
令和8年3月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		追加	事後	新様式に伴う追加